

税務・財務・会計相談！  
Q&A

## 買い手の立場から見る適格請求書対応 —帳簿の保存のみで仕入税額控除が受けられる取引—

**高橋 宏和** (たかはし ひろかず)

高橋宏和会計事務所  
公認会計士・税理士



令和5年10月1日から開始される適格請求書等保存方式の導入に向けて、自社の業務における適格請求書の発行にあたり具体的な検討を始めた事業者の皆様も多いことと思います。2月号では、適格請求書の交付が困難な取引として売り手の適格請求書交付義務が免除されており、買い手においても一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能とされる取引について確認しました。

本稿では、売り手による適格請求書の交付義務のみが免除される取引（農協及び卸売市場特例）と、売り手の適格請求書交付義務は免除されないが、買い手において帳簿の保存のみによって仕入税額控除が可能とされる取引についてその条件を確認します。

### 〔質問1〕

農業協同組合等を通じた農林水産物の委託販売及び卸売市場を通じた生鮮食料品等の委託販売については売り手の適格請求書の交付義務のみが免除されるそうですが、詳しく教えて下さい。

### 〔回答〕

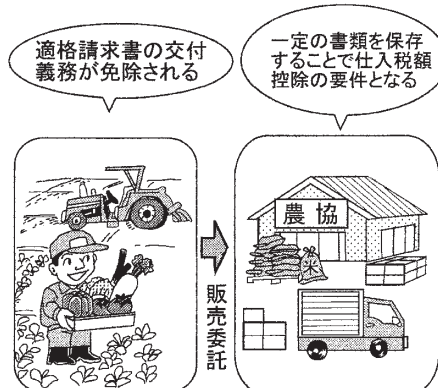
売り手による適格請求書の交付義務が免除される取引は以下の①及び②の取引です。

- ① 卸売市場法に規定する卸売市場において、同法に規定する卸売業者が卸売の業務として出荷

者から委託を受けて行う同法に規定する生鮮食料品等の販売。

- ② 農業協同組合法に規定する農業協同組合や農事組合法人、水産業協同組合法に規定する水産業協同組合、森林組合法に規定する森林組合及び中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合や協同組合連合会（以下これらを併せて「農協等」といいます。）の組合員その他の構成員が、農協等に対して、無条件委託方式かつ共同計算方式により販売を委託した、農林水産物の販売。

なお、上記②の取引条件である無条件委託方式とは、出荷した農林水産物について、売値、出荷



時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を委託する方式です。また、共同計算方式とは、一定の期間における農林水産物の譲渡に係る対価の額をその農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもって算出した金額を基礎として精算する方式です。

この①及び②の取引については、売り手（農林水産物及び生鮮食料品の生産者）において適格請求書の交付義務が免除される一方で、買い手（農協等から仕入れを行う者）は農協等、媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が作成する一定の書類を保存することが仕入税額控除の要件となります。（なお、令和4年2月の時点でこの一定の書類についての具体的な書式や記載要件は公表されておりません。）

この①及び②によらない場合、例えば農協等の直売所で農産物の委託販売を行う場合は売り手と買い手が特定されるため、適格請求書交付義務の免除特例の対象となりません。このため適格請求書発行事業者である生産者が農産物の買い手から適格請求書の交付を求められた場合は適格請求書

の交付義務が生じることとなる点に注意が必要です。

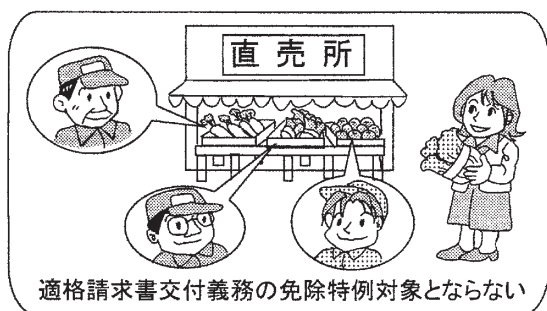
〔質問2〕

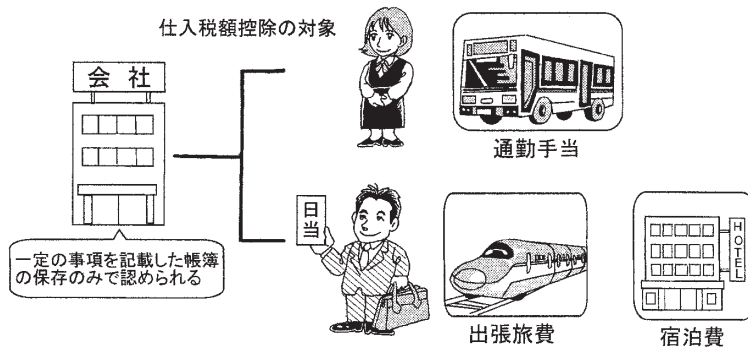
当社では従業員に支給する通勤手当について消費税申告の際に仕入税額控除の対象としていますが、令和5年10月1日以降は従業員から適格請求書の交付を受けられないため仕入税額控除の対象とならないのでしょうか。

〔回答〕

従業員等で通勤する者に支給する通勤手当のうち、通勤に通常必要と認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額として取り扱われます（基通11-2-2）。この通勤手当については給与の支給と合わせて行われることが一般的でありその都度従業員から適格請求書の発行を求めることは困難であると認められるため、一定の事項（記載事項の詳細については2月号質問4の回答参照）を記載した帳簿の保存のみによって仕入税額控除が認められることとなります。

また、同様に従業員に支給する国内の出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額についても、現行消費税法の取り扱いと同様に課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして取り扱われますので、一定の事項を記載した帳簿の保存のみによって仕入税額控除が認められることとなります。





【質問3】

当社は中古車販売を業としており、古物営業法上の許可を受けています。一般の消費者から使用済みの車両を仕入れる際に適格請求書の交付を受けられませんが、仕入税額控除は可能でしょうか。

【回答】

古物営業法上の許可を受けて古物営業を営む古物商が、適格請求書発行事業者以外の者から同法に規定する古物（古物商が事業として販売する棚卸資産に該当するものに限り）を買い受けた場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。したがって、貴社の車両仕入れについては一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められることとなります。

なお、同様に一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引には以下の①～③があります。

- ① 質屋営業法に規定する質屋営業を営む質屋が、適格請求書発行事業者以外の者から質物を取得する場合
- ② 宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者が、適格請求書発行事業者以外の者から同法に規定する建物を購入する場合
- ③ 再生資源卸売業その他不特定かつ多数の者から資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する再生資源及び再生部品を購入する事業を営む事業者が、適格請求書発行事業者以外の者から再生資源及び再生部品を購入する場合

いずれの場合も購入する事業者が事業として販売する目的で購入する棚卸資産についてのみ認められますので、事業者が自己で利用する固定資産の購入については、適格請求書の保存がなければ仕入税額控除はできないことになる点について注意が必要です。

一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引



2月号でも確認したように適格請求書等保存方式の導入後においても、適格請求書等の発行義務が免除される取引や一定の事項を記載した帳簿の保存のみによって仕入税額控除が認められる取引が多数存在することとなります。自社の売上取引や経費等の仕入取引について適格請求書等の発行や保存が免除される取引については事前に把握、周知することで令和5年10月1日以降の消費税処理を誤らないように事前の準備が重要となります。